

2010年(平成22年)12月28日 火曜日

Q 当社はお菓子を販売しようと考えていますが、商品名を商標登録した方がよいでしょうか。商標権について教えてください。

商品名、商標登録するべき?



「ルビス」など、役務マークとして「ANA」や宅配便の「クロネコ」の図形などがありま

A 商標とは、商品やサービス(役務)に付けるマーク(標章)をいい、文字・図形・記号で表されます。例として「SONY」「カ

ルビス」など、役務マークとして「ANA」や宅配便の「クロネコ」の図形などがありま

権利発生、メリットあり

録することによって商標権が生じ、他人が紛らわしい商標を使用した場合に差し止めなどができるメリットがあります。

逆に登録をしていない場合には、他人がその商標を後に登録することをお勧めします。

と、今まで使っていた商標を使用することができなくなる可能性があります。先に商標を登録していな

ければ原簿に記載された期間を過ぎてから登録すると、権利が失われるお

お尋ねのケースでも今後安心して商標を使用するためには、商標

登録することになります。(弁護士 松田健太郎)